

# サンライズ広島支援事業申請要項

## 支援事業の趣旨

この事業は、向学心を持ちながら、経済的理由により生活が困難と認められる一人暮らしの学生・生徒に対し、毎月10kgのお米を1年間送付し、心身共に壮健で、勉学に励める環境作りをすることを目指すものとする。また、併せて美味しいお米を育てた農業に対し、深甚な敬意を抱いてもらい、農業振興に繋がる行動を促すこととする。

上記趣旨に基づき、支援対象者を次のとおり募集します。

1 募集人員 10名程度

2 応募資格

広島県内に単身で居住し、学校教育法に基づく大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程に限る）・高等学校（以下「大学等」という）に在学している人のうち、向学心があり、かつ、生活が困難と認められるもの

ただし、次に該当する場合を除く。

- (1) 最短修業年限が2年に満たない場合
- (2) 通信制の大学等に在学する場合
- (3) 支給期間内に卒業見込みの場合

3 申請書受付期間

募集開始より定員に達するまで

4 支援内容

毎月1回1年間、10kgのお米をJAひろしま三次地域本部より自宅に配送します。

5 支援期間

支援期間は支援決定の翌月から1年間です。

6 支援の中止等

支援対象者が次に掲げる事由に該当したときは、支援の中止、取り消しをすることがあります。

- (1) 申請書に虚偽の事項を記入した等が判明したとき
- (2) 留年・修得単位不足等学業の不振、性行の不良等学生・生徒として相応しくないと認められるとき
- (3) 休学・転学・長期欠席・退学等をしたとき
- (4) 退学・停学等の処分を受けたとき

## 7 申請手続き

学生・生徒は、次の書類を当事務局（〒737-0024 呉市宮原1-2-14 サンライズ 広島事務局 岡田雅之）に郵送してください。

- ① お米支援申請書
- ② 申請者の住民票
- ③ 親権者の家族全員の住民票
- ④ 在学証明書（学生証の写し）
- ⑤ 保証人が親権者（後見人）以外の場合、住民票

## 8 支援対象者の選考・決定

事務局において、申請者の困窮度、人物、向学心等について審査し、支援対象者を決定し、本人に通知します。なお、対象者に選考されなかった人にもその結果をお知らせします。

## 9 支援対象者の義務

支援対象者は、年に2回、三次市等で農作業の手伝いをしていただきます。その場合、交通費（限度額3,000円）を定額で支給する予定です。ただし、病気等で参加できない正当な理由がある場合は免除します。